

## 広告付き周辺案内地図事業者募集（その2）仕様書

### 1. 募集内容

#### (1) 名称

広告付き周辺案内地図

#### (2) 設置場所

大阪市都島区役所 1階正面入口玄関ホール

#### (3) 内容

大阪市都島区役所周辺地図を作成・設置する。なお、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

#### (4) 大阪市都島区役所広告付き周辺案内地図の設置

- ア 広告付き周辺地図は本体と側板で構成する。
- イ 本体は、縦2,100mm×横1,380mm程度の大きさで作成すること。
- ウ 側板は、縦2,100mm×横1,020mm程度の大きさで作成すること。
- エ 本体と床をアンカーボルト等で固定するなど、地震等でも容易に転倒しない様に設置すること。また、撤去の際は原状復帰すること。
- オ 本体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。
- カ A4サイズパンフレットを配架できるラック（区の広報誌等を設置させていただきます。）を3つ以上取りつけること。
- キ 周囲と調和のとれた色合いにすること。
- ク 地図、広告部分は、透明アクリル板カバー等と乳白アクリル板ベース等にカラーコルトンフィルムを挟み込む形と同程度以上の視認性及び表現力を発揮するようにすること。
- ケ 維持管理に電源を使用する場合には、省エネ（LED内照式等）に配慮したものとし、電源のオンオフが容易にできるものであること。

#### (5) 周辺案内地図

- ア 地図は本体内に収まり、区内全域及び都島区役所周辺地図の構成とすること。
- イ 国土地理院の2500分の1の地図をベースに作成すること。
- ウ 公共施設・災害時の避難場所等当区が指定する地点をわかりやすく表示すること。
- エ 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。
- オ 地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。

#### (6) 広告枠

- ア 広告主の広告を表示することができる（写真・名称・所在・電話番号等）
- イ 地図上に広告主の所在を表示する場合は、地図上の地点と広告枠の広告が見つけやすいよう番号等で一致させておくこと。
- ウ 本体内で収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。

#### (7) その他

- ア 製作・設置・移設・撤去に関する一切の費用を負担すること。
- イ 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1度は周辺地図全体を更新すること。ただし、都島区内地図等に特に変更箇所がなく、本市が張り替える必要がないと認めた場合はその限りではない。
- ウ 地図上の広告主の表示や広告枠の掲載については、掲出の10営業日前までに見本を区の担当者へ提出し、承認を得ること。
- エ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。

#### 2. その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は大阪市行政財産広告取扱規則※、[大阪市都島区役所広告事業規制等要領](#)及び[大阪市都島区役所行政財産広告掲出要領](#)によるものとする。
- (2) 大阪市及び区役所の信頼・品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、当区の指示に従うものとする。
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。

※ [大阪市行政財産広告取扱規則については大阪市例規データベースよりご確認ください。](#)